

別表六(九)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(九)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合		可	
試 験 研 究 費 の 額	1	円	円
平均 売 上 金 額 (別表六(十)「10」)	2	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	7
平均 売 上 金 額 の 10 % 相 当 額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の④」)	11
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (3)	4	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (7) と (9) の うち 少 ない 金 額	10
試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(2)}$	5	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12
超 過 税 額 控 除 割 合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6		

「12」欄

平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」
- ② 「区分番号」欄：「00012」
- ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額